相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市招提元町二丁目一九二一番地、最後の住所大阪府枚方市招提元町二丁目一七番八号　被相続人　亡　梶原　哲雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

大阪市中央区北浜一丁目一番九号ハウザー北浜ビル七階

相続財産管理人　弁護士　井口喜久治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区九条一丁目一四番、最後の住所大阪市平野区加美東一丁目九番三〇―八〇五号　被相続人　亡　小山　貞行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

大阪府大阪市北区東天満一―三―八ＵＬＴＩＭ東天満七階

相続財産管理人　弁護士　大山　定伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市東釘貫丁一丁目五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　南　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

和歌山県和歌山市五番丁八番地二

相続財産管理人　弁護士　**廣谷**　行敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区南千田東町一〇八四番地、最後の住所広島県大竹市玖波四丁目一番一号広島西医療センター　被相続人　亡　矢吹真知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

広島県大竹市油見三丁目一四番一一号

相続財産管理人　司法書士　西岡　志信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市河内町中河内一四六六番地、最後の住所広島県東広島市河内町中河内一四六六番地　被相続人　亡　横山　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

事務所広島市中区八丁堀一一番一〇号　Ｋビル九階

相続財産管理人　弁護士　大元　和貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高松市室新町一〇六九番地、最後の住所高松市室新町一〇六九番地　被相続人　亡　田井　政博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

高松市錦町一丁目六番一号

相続財産管理人　弁護士　堀井　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西予市野村町野村一二号六七二番地二、最後の住所愛媛県西予市野村町野村一二号六七二番地二　被相続人　亡　佐藤　征治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

愛媛県西予市宇和町坂戸一八三番地二

相続財産管理人　司法書士　加藤　永二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市門司区中町二七五一番地、最後の住所福岡県福岡市東区唐原二丁目五番二四号　被相続人　亡　釜谷　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

福岡市早良区室見四丁目九番三〇―一号

相続財産管理人　司法書士　伊藤　和枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡金武町字金武二二三番地、最後の住所沖縄県国頭郡金武町字金武一六八〇番地　被相続人　亡　伊藝　武一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

沖縄県沖縄市知花六丁目一一番四八号一階

とうま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　當眞　正姫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市繁多川四丁目一〇二番地、最後の住所沖縄県那覇市字真地二六一番地　被相続人　亡　東風平朝太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

沖縄県浦添市安波茶二丁目一番三―二〇二号

相続財産管理人　司法書士　中村　敦

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月四日

横浜市中区海岸通一丁目一番地

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

井本　佳実　横浜市西区みなとみらい四―一〇―一―Ｅ三〇〇六

無縁墳墓等改葬公告

墓地内整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十月四日

一　墳墓等所在地　大阪府豊中市岡上の町四丁目八一番地

一　墳墓等の名称　豊中市新免・南轟木二大字共有墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府豊中市本町一丁目一一番五号　豊中市二大字共有墓地管理委員会　管理委員長　松浦　幸夫

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年九月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号

東日本木材業厚生年金基金

代表清算人　打越　芳男

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月四日

東京都千代田区一番町一九

全国計機厚生年金基金

代表清算人　岡崎　由雄

債権申出の公告

株式会社ロイヤルウイング

代表取締役　中村　信仁

株式の種類及び数

普通株式　四〇〇株